日調連発第１７１号
平成２４年９月２１日

各土地家屋調査士会長　殿

日本土地家屋調査士会連合会長

東日本大震災に伴い公表された座標補正パラメータによる登記所備付地図等の
筆界点等の座標値の一括修正作業等の実施について

標記について、法務省民事局民事第二課長から、別添のとおり法務局民事行政部長及び地方法務局長あて通知されたと聞いておりますので、手交された資料を参考のため送付します。

概要は、次のとおりです。

○　変換パラメータによる筆界点等の座標値の補正

公共測量成果の補正を行うことなどを目的として国土交通省国土地理院によって作成された座標補正パラメータ（以下「変換パラメータ」という。）の公表を受け、不動産登記法（平成16年法律第123号）第14条第1項に規定する地図及び同条第4項に規定する地図に準ずる図面（公共座標値が記録されているものに限る。）の筆界点等の座標値について、一括修正作業を実施する。

また、当該一括修正作業においては、測量法及び水路業務法の一部を改正する法律（平成13年法律第53号）の施行による日本測地系から世界測地系への移行後であって、東日本大震災の発災の日より前に発生した地震等に関して公表された地域ごとの変換パラメータによる筆界点等の座標値の修正をも、併せて実施する。

おって、法務省民事局民事第二課より標題に係る具体的な取扱いについて法務局及び地方法務局あて事務連絡が発出されているので、各局と協議の上、実務に支障のないよう配意願いたい。

法務省民印

機密性２　完全性２　可用性２

法務省民二第２２７２号
平成２４年８月３１日

法務局民事行政部長　殿
地方法務局長　殿

法務省民事局民事第二課長

東日本大震災に伴い公表された座標補正パラメータによる登記所備付地図等の筆界点等の座標値の一括修正作業等の実施について（通知）

今般，東日本大震災に伴い国土交通省国土地理院が公表した平成２３年（２０１１年）東北地方太平洋沖地震に係る座標補正パラメータによる不動産登記法（平成１６年法律第１２３号）第１４条第１項に規定する地図及び同条第４項に規定する地図に準ずる図面（公共座標値が記録されているものに限る。）（以下これらを併せて「登記所備付地図等」という。）の座標値の一括修正作業を実施することとしましたので，遺漏のないよう，貴管下登記官に周知方お取り計らい願います。

なお，当該一括修正作業を実施するに際し，平成１５年（２００３年）十勝沖地震，平成１７年福岡県西方沖を震源とする地震，平成１９年（２００７年）能登半島地震，平成１９年（２００７年）新潟県中越沖地震，平成２０年（２００８年）岩手・宮城内陸地震並びに平成１９年度及び平成２０年度に実施した沖縄県宮古島市全域の三角点改測による補正に係る座標補正パラメータによる登記所備付地図等の筆界点等の座標値の一括修正作業についても，併せて実施することとしましたので，その旨を了知願います。